

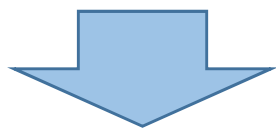
別添資料 2. 下水道使用料改定の背景

1) 令和4年改定時の答申（要約）

- ◆ 下水道事業においては、汚水処理に係る費用を受益者である使用者からの使用料によりまかなうことが原則。
- ◆ 汚水処理費用の約4割を一般会計からの補てん収入でまかなわれている状況。
- ◆ 一般会計は、下水道処理区域外の市民を含む市税を主な財源としていることから、費用負担のあり方や公平性の観点から問題。
- ◆ 下水道サービスを持続的に提供するためには、経営努力を重ねて効率的な事業経営に取り組む必要がある。
- ◆ 下水道使用者には、下水道の役割や経営状況などを啓発するとともに、受益に応じた適切な負担水準に近づける努力が必要。
- ◆ うるま市の経費回収率は県内他市と比較し低い水準であり、受益者負担の原則などから使用料水準の見直し（改定）が必要。
- ◆ 平均不足額を一度の改定で改善する場合、大幅な改定率となるため、使用者負担への影響を勘案する必要がある。
- ◆ 経費回収率100%を目指す必要があるが、急激な使用者負担を避け、中長期的な視点で定期的・段階的な改定が必要。

【付帯意見】

- ◆ 下水道使用料の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ◆ 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。
- ◆ 下水道使用料の見直し期間3年間から5年間とし、定期的に見直しを検討すること。
- ◆ 下水道未接続者に対し、接続の理解を図る広報活動等での周知に加え、個別訪問や接続補助金の活用を推進し、接続率の向上を図ること。



本審議会においても、最終的に意見をまとめ、市長に対し答申を行います。

【経費回収率向上のイメージ】

